

1. 認定基準及び認定職業訓練実施奨励金の支給要件の改正 【平成26年4月1日施行】 職業能力開発分科会で議論

(1) 認定基準の改正について

① 過去に行った認定職業訓練の就職率実績に関する基準

- ・ 就職率の算定対象：雇用保険の被保険者となった者及び適用事業の事業主となった者を対象とすることとする。
- ・ 対象区域：認定申請する訓練を行おうとする都道府県と同一の都道府県の区域内で行ったものとすることとする。
- ・ 就職率の水準：過去3年間で2回以上下回ると不認定となる水準に一本化する(基礎コース30%、実践コース35%)。

② 欠格事由

- ・ 重大な不正行為の場合のみを永年の欠格とし、重大な不正行為でない場合は5年間の欠格とすることとする。
- ・ 組織的な関与が認められない不正行為及び不正行為以外の場合による欠格は、同一の都道府県の範囲に限ることとする。

(2) 認定職業訓練実施奨励金の支給要件等の改正について

- ・ 基本奨励金について、訓練実施日の一部を欠席した場合に、その日の2分の1以上に相当する部分を受講した日については、2分の1日を受講したものとして出席日数の算定に加え(出席日数に1日未満の端数がある場合には切り捨てた上で)出席率を算定することとする。
- ・ 基本奨励金について、3か月単位又は訓練の全ての期間において出席率が80%未満の受講者でも、1か月単位で80%以上の期間がある場合は、その期間については支給対象とすることとする。
- ・ 付加奨励金について、雇用保険が適用される就職率が35%以上60%未満(従前:40%以上55%未満)の場合に1人につき1万円、60%以上(従前:55%以上)の場合に1人につき2万円をそれぞれ支給することとする。
- ・ 重大な不正行為の場合のみを永年の不支給とし、重大な不正行為でない場合は5年間の不支給とすることとする。
- ・ 組織的な関与が認められない不正行為の場合による不支給は、同一の都道府県の範囲に限ることとする。

2. 職業訓練受講給付金(職業訓練受講手当)の支給要件の改正 【平成26年4月1日施行】 雇用保険部会で議論

- ・ やむを得ない理由により訓練実施日の一部を欠席した場合に、その日の2分の1以上に相当する部分を受講した日については、2分の1日を受講したものとして出席日数の算定に加え(出席日数に1日未満の端数がある場合には切り捨てた上で)出席率を算定することとする。
- ・ 過去三年以内に偽りその他不正の行為により、失業等給付などの支給を受けたことがないこととしている要件について、職業訓練を受けることを容易にするための給付金であって厚生労働省職業安定局長が定めるものを追加する。

3. その他 【平成26年7月1日施行】 雇用保険部会で議論

管轄公共職業安定所の取扱いに関し緩和措置を講じる。

職業能力開発分科会報告を踏まえた省令改正以外の見直し事項の概要について（求職者支援訓練関係）

訓練実施機関による受講者募集のルールの明確化・見直し

<見直し内容>

- 「無料受講」、「給付支給」、「資格取得」について、制度の趣旨等について正しく説明されていることを条件に強調を認めることを、以下のとおり明確化する。

見直し後 (下線部が改正箇所)	見直し前
<p style="text-align: center;">受講者募集上の留意事項（抄）</p> <p>(2)</p> <p>① 求職者支援制度の適切な運営上不適当な広告、案内を行わないこと。 (不適当な広告の例)</p> <p>イ 求職者支援制度の趣旨等に反するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 求職者支援制度の目的が就職の実現以外にあると誤解させるもの（「無料受講」「給付支給」「資格取得」の記載自体を禁止するものではないが、<u>就職の実現を目的とした公的な訓練制度であるとの制度趣旨の説明がない又は不明瞭なまま無料受講等ばかりを強調することは不可。</u>） 	<p style="text-align: center;">受講者募集上の留意事項（抄）</p> <p>(2)</p> <p>① 求職者支援制度の適切な運営上不適当な広告、案内を行わないこと。 (不適当な広告の例)</p> <p>イ 求職者支援制度の趣旨等に反するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 求職者支援制度の目的が就職の実現以外にあると誤解させるもの（「無料受講」「給付支給」「資格取得」を強調）

コースの認定について

<見直し内容>

- ① 主たる評価要素である雇用保険適用就職率のほか、(i)申請された訓練の内容や質、(ii)質の向上に取り組んでいる等の運営体制、(iii)受講者評価、雇用保険が適用される就職以外の就職も含めた就職率等の実績などの多面的な要素も加味して訓練の質を評価する。
- ② 認定基準に「民間教育訓練機関による職業訓練サービスガイドライン」に関する研修を受講することが望ましい旨を位置付け。